

施設改善対策事業実施要領（昭和62年 5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>5 拠出金台帳の作成等</p> <p><u>施設改善対策事業に関する会計は、要綱第2の1、第2の2に規定する事業及び安全管理施設整備対策事業と区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。</u></p> <p>別紙1 全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）<u>第2の1の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第2の1の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）</u>及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に必要な資金（以下「適正化資金」という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年</p>	<p>5 拠出金台帳の作成等</p> <p><u>要綱第8の1で定める、要綱第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）に関する会計は、要綱第2の2に規定する事業と区分して経理するとともに施設改善対策事業と他の整備補修事業に区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。</u></p> <p>別紙1 全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）<u>第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）</u>及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に必要な資金（以下「適正化資金」という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。</p>

5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知)に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

(適正化資金拠出申込適格)

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

(1) 土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知)第5の1の(2)のイの土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会

(2) (略)

(拠出金の使途)

第6条 拠出金は、適正化事業実施要綱第2の1に規定する整備補修事業(以下「整備補修事業」という。)に係る拠出金にあつては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあつては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

(拠出金及び交付金の経理)

第8条 拠出金及び交付金は、整備補修事業(一般型)、整備補修事業(連携管理保全型)と防災減災機能等強化事業に区分し、拠出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、整備補修事業(連携管理保全型)及び防災減災機能等強化事業に係る拠出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

別紙2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金

(適正化資金拠出申込適格)

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

(1) 土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会

(2) (略)

(拠出金の使途)

第6条 拠出金は、整備補修事業に係る拠出金にあつては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあつては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

(拠出金及び交付金の経理)

第8条 拠出金及び交付金は、整備補修事業と防災減災機能等強化事業に区分し、拠出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、防災減災機能等強化事業に係る拠出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

別紙2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金

拋出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第2の1の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に係る拋出金の拋出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

第2条 適正化事業実施要綱第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拋出金を拋出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）本連合会の会員（整備補修事業（一般型）のうち適正化事業実施要綱第12の1に規定する事業（以下「施設改善対策事業」という。）にあっては、適正化事業実施要綱第12の1の都道府県知事の承認を受けている会員）

（2）（略）

拋出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に係る拋出金の拋出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知。以下「施設改善要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

第2条 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拋出金を拋出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）本連合会の会員（整備補修事業のうち適正化事業実施要綱第12の1に規定する事業（以下「施設改善対策事業」という。）にあっては、適正化事業実施要綱第12の1の都道府県知事の承認を受けている会員）

（2）（略）

(拠出金の納付等)

第4条 適正化資金拠出者は、原則として5ヶ年(施設改善対策事業にあっては、3ヶ年)以上継続して毎年度5月末日までに(緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、拠出申込後速やかに)、本連合会に拠出金(地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、整備補修事業(一般型)にあっては適正化事業実施要領4のaの(1)及び(3)により算定して得た額とし、整備補修事業(連携管理保全型)にあっては適正化事業実施要領4のbの(1)により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあっては適正化事業実施要領4のcの(1)により算定して得た額とする。

3～5 (略)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知。以下「機能強化支援事業実施要綱」という。)第5の1の(2)のイの土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知)等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画(国

(拠出金の納付等)

第4条 適正化資金拠出者は、原則として5ヶ年(施設改善対策事業にあっては、3ヶ年)以上継続して毎年度5月末日までに(緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、拠出申込後速やかに)、本連合会に拠出金(地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、整備補修事業にあっては適正化事業実施要領4のaの(1)及び(3)により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあっては適正化事業実施要領4のbの(1)により算定して得た額とする。

3～5 (略)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知)等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画(国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定する

又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。)を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。

(4) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、機能強化支援事業実施要綱第5の1の(2)のイの本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 (略)

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第6の6の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業(一般型)、整備補修事業(連携管理保全型)又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

ものに限る。)を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。

(4) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の(1)の本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 (略)

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第6の5の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。